（別記様式第１号）

計画作成年度	令和３年度
計画主体	広島県世羅町

世羅町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名　産業振興課
所在地　広島県世羅郡世羅町大字西上原 123-1
電話番号　0847-22-5304
ＦＡＸ番号　0847-22-4566
メールアドレス　sangyoushinkou@town.sera.hiroshima.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ･シカ･カラス･ヌートリア･カワウ･アナグマ･アライグマ
計画期間	令和３年度　～　令和５年度
対象地域	世羅町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
イノシシ	水稲 豆類（大豆） 雑穀 果樹（ナシ、リンゴ、ブドウ） 野菜（キャベツ、ピーマン、アスパラ，かぼちゃ） いも類（ばれいしょ） その他（花苗）	785ａ　731 万円 450ａ　66 万円 0ａ　0 万円 5ａ　26 万円 166ａ　440 万円 90ａ　100 万円 0ａ　0 万円
シカ	水稲 麦類 豆類（大豆） 果樹（ナシ、リンゴ、ブドウ） 野菜 いも類 その他（花苗）	606ａ　565 万円 169ａ　16 万円 536ａ　78 万円 5ａ　26 万円 61ａ　177 万円 0ａ　0 万円 0ａ　0 万円
カラス	豆類（大豆） 果樹（ナシ、リンゴ、ブドウ） 野菜（キャベツ）	0ａ　0 万円 15ａ　79 万円 14ａ　39 万円
ヌートリア	水稲 麦類 野菜 豆類	0ａ　0 万円 0ａ　0 万円 5ａ　65 万円 1ａ　1 万円
カワウ	魚類	被害数値については把握していないが被害の実態あり
アナグマ	果樹（ブドウ）	被害数値については把握していないが被害の実態あり
アライグマ	果樹（ブドウ）	12ａ　64 万円

（２）被害の傾向

イノシシの生息範囲は町内全域にわたり、人家付近の農地にも出没し、農林業被害だけでなく交通事故等の人的被害も発生している。出没の時間帯も夜間に限らず、山間地の人気のない農地では日中にも目撃されるようになった。侵入防止柵を設置してある農地では、一定の効果がみられるが、完全に被害をなくすことは難しく、対策未実施の農地への流入、出没が見られる。捕獲頭数は増加したが、繁殖率が高いために総数は増加しており、年間を通じて被害報告がある。水稲に関しては４月上旬から、移植後の倒伏、農業用施設（畦畔、法面、用排水路、農道、ため池等）の掘り起し、８～９月の収穫期には、ほ場への侵入、倒伏と食害が発生する。畑作物については、年間を通じ、食害、掘り起し、倒伏の被害が発生する。

シカの生息範囲は町西部～中部地域から町東部、町北部へ拡大し、ほぼ町内全域に拡大した。水稲は、４～５月に被害が集中し、稚苗段階での食害、倒伏が発生している。果樹は、６月以降に食害の被害が報告される。町西部では、４～５月に花苗の食害が発生する。既設の侵入防止柵はイノシシを想定し設置された箇所が多く、シカに対して効果が薄い。対策としては、括りわなの導入により捕獲頭数は年々増加している。

カラスは、町内全域に生息し、４～５月に町中部地域の果樹園において、花芽に被害を与えるため、結実率の低下を招いている。また、秋の成熟期には食害により品質の低下を招いている。ぶどうに関する被害報告が増加傾向にある。

ヌートリアは、町全域のため池及び河川沿いに生息しており、営巣によるため池の堤体の脆弱化、水稲の稚苗段階での食害、野菜の食害が発生している。

カワウは、町内東部のダム湖及び河川に生息しており、放流したアユの稚魚の食害、養鯉場における鯉の稚魚の食害といった漁業被害がある。

アナグマは、町内全域の住家周辺に生息しており、食性は雑食性であり、畑の野菜や果樹（ブドウ）への被害が確認されている。年々箱わなによる捕獲頭数は増加している。

アライグマは町内全域での目撃情報、野菜や果樹（ブドウ）での被害が確認されている。特に直近３年で捕獲頭数は増加傾向にあり、過去 10 年で最も多い 47 頭を捕獲している。繁殖力の高さから町内での生息数は相当数に達すると推測される。

（３）被害の軽減目標

指　　標	現状値（令和　元　年度）		目標値（令和　5　年度）	
イノシシ	15.53ha	1,368 万円	12.42ha	1,094 万円
シカ	16.39ha	885 万円	13.11ha	708 万円
カラス	0.29ha	118 万円	0.23ha	94 万円
ヌートリア	0.6ha	66 万円	0.48ha	52 万円
カワウ	―			0 万円
アナグマ	―			0 万円
アライグマ	0.12 ha	64 万円		0 万円

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	○世羅町鳥獣被害対策実施隊による猟銃による捕獲 ○世羅町鳥獣被害対策実施隊による箱・括りわなによる捕獲 ○捕獲鳥獣は止刺後、埋設又は世羅町有害鳥獣解体処理場へ搬入後、焼却処分	○山林が大きい場合、逃走範囲が広く、少人数の実施隊では効果的捕獲ができない ○他市町との境界まで追い上げても、他市町に捕獲許可を取っていなければ境界を越えて捕獲できず、また共同駆除も調整が難しい ○人家、道路付近の耕地部では猟銃による捕獲ができない ○狩猟者の高齢化、後継者不足による捕獲従事者の減少
防護柵の設置等に関する取組	○世羅町野猪等被害防止対策事業補助金による農地への侵入防止柵（電気牧柵･金網柵）の設置と設置予定地区関係者に対し柵設置研修会への参加を指導	○２戸以上の共同施工が要件であり、広域的設置が出来ないため、効果的防除を行えない ○シカへの効果的防除が行えない ○町による集落で設置に取り組むための指導

（５）今後の取組方針

○有害鳥獣捕獲体制について
　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条に基づき、世羅町鳥獣被害対策実施隊を編成した。実施隊員を町条例により非常勤職員に位置づけ、世羅町全域で捕獲を主とした被害防止活動を行う。８～10 月の農作物成熟期にかけては、被害の増加が見込まれるため重点的に捕獲を行う。また、近年生息頭数が増加してきたシカに関しては、括りわなの使用により積極的に捕獲数の増加を目指す。住民からの被害報告に対しパトロールを行うことで、被害軽減及び効率的な捕獲を行う。

○有害捕獲（新規猟具の導入）について（国費事業）
　老朽化し、不足傾向にあるわなを導入する。

○有害捕獲（新規猟具の導入）について（町単独事業）
　個人狩猟者が有害鳥獣捕獲に必要とする法定猟具の購入費を助成し、農業者自らが農地を守るための取り組みを推進する。軽量で１人でも設置が可能な括りわなを導入し、実施隊での運用により、捕獲頭数の増加を目指す。また、経年劣化により老朽化した箱わなの修繕を行い安全な捕獲を行えるようにする。

○有害捕獲（狩猟免許取得の助成）について（国事業を活用）
　狩猟者の高齢化及び後継者不足の対策として、有害鳥獣捕獲に従事する意思のある新規狩猟免許取得者へ猟友会主催の講習会受講料を助成する。

○有害捕獲（捕獲技術講習会の開催）について（国事業を活用）
　国等の獣害対策の専門家を招いた捕獲技術研修会を開催することで、実施隊及び有害鳥獣捕獲者の捕獲技術の向上を目指す。

○有害捕獲（捕獲促進）について（国事業を活用）
　捕獲個体の処分経費を補助することで、捕獲者の意欲及び捕獲圧を高める。

○有害捕獲（解体処分場の利用促進）について（単町事業）
　有害鳥獣捕獲した鳥獣を処分する利用を促す。

○被害防除（大規模柵）について（国費事業）
　農地への侵入防止対策として、地域ぐるみで侵入防止柵設置を推進し、面的整備を行う。

○被害防除（小規模柵）について（町単独事業）
　地形的に大規模な侵入防止柵の設置が困難な農地については、従来の町単独事業により侵入防止柵設置の費用を助成する。地域ぐるみの侵入防止柵との連携により、被害防止効果を高める。また、集落ぐるみで行う鳥獣被害防止に関する様々な活動に対し、活動に要した費用の助成を行い、集落での取り組みを推進する。

○被害防除（モデル事業）について（単町事業）
被害防止に関する知識の普及のために設置したモデル園の環境整備等を引き続き行う。

○生息環境管理について（町単独事業）
　鳥獣の隠れ場所となる薮の刈り払い等の整備をすることにより緩衝地帯を設け、鳥獣が農地へ侵入しづらい環境を整備する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

世羅猟友会員の中から、鳥獣被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を町長が任命し、世羅町鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器、わなによる捕獲活動を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	全　般	安全で効果的に捕獲が可能なわな（箱わな、括りわな）を国事業を活用し導入していく。あわせて、地域が主体となった鳥獣捕獲の担い手の育成及び確保のため、狩猟免許取得希望者の支援を積極的に行う。 捕獲技術向上のための研修会等を開催し、地域の農業者自らが捕獲できる体制づくりを進める。
	○イノシシ	地域が主体となったわなによる捕獲を推進する。鳥獣被害対策実施隊により捕獲技術向上の指導を行う。
	○シカ	地域が主体となったわなによる捕獲を推進する。鳥獣被害対策実施隊により捕獲技術向上の指導を行う。
	○カラス	従来どおり銃器による捕獲を継続し、鳥獣被害対策実施隊と農家との連携により、追い払い効果を高めることにより被害軽減を目指す。
	○カワウ	従来どおり銃器による捕獲を継続し、鳥獣被害対策実施隊と漁協等の連携により、追い払い効果を高めることにより被害軽減を目指す。
	○ヌートリア	地域が主体となったわなによる捕獲を推進する。鳥獣被害対策実施隊により捕獲技術向上の指導を行う。 平成30年度からの外来生物法に基づく防除の確認（認定）を引き続き行う。
	○アナグマ	地域が主体となったわなによる捕獲を推進する。鳥獣被害対策実施隊により捕獲技術向上の指導を行う。
	○アライグマ	地域が主体となったわなによる捕獲を推進する。鳥獣被害対策実施隊により捕獲技術向上の指導を行う。 平成30年度からの外来生物法に基づく防除の確認（認定）を引き続き行う。
令和４年度	同上	同上
令和５年度	同上	同上

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第 12 次鳥獣保護管理事業計画及び第２種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 イノシシについては、捕獲頭数は平成 30 年度は 509 頭であり、令和元年度は 842 頭にまで増加した。被害状況は町内全域で微減傾向にあるが、引き続き被害を、減少させるために捕獲計画数を微増加させる。また、世羅町鳥獣被害対策実施隊のわな班が行う、国費事業を活用して導入した捕獲器具（箱わな、括りわな）による捕獲頭数の増加を見込む。並びに、地域の農業者を主体とし、実施隊による捕獲以外に、個人のわなにより捕獲数を増加させる。銃器による捕獲については、実施隊の銃班により実施し、地域農家との連携、情報交換により捕獲数を増加させる。 シカについては、平成 30 年度は 261 頭、令和元年度は 442 頭を捕獲している。生息域は町内全域へ拡大し被害状況は増加傾向にあるため、捕獲計画数も大幅に増加させる。 カラスについては、年間 75 羽前後を捕獲しているが、生息数が増加しているため捕獲計画数は変更しない。銃器による追い払い効果を高めるため、特に被害のある果樹農家との連携を図る。 ヌートリアについては、年間 25 頭程度の捕獲実績がある。小型箱わなによる積極的な捕獲を推進し、捕獲数を増加させる。 カワウについては、年間 50 羽程度の捕獲実績があり、銃器による駆除活動は捕獲のみでなく追い払いにも効果を発揮している。捕獲羽数は 150 羽とする。 アナグマについては、年間 50 頭程度の捕獲実績があり、年々増加傾向にある。箱わなによる積極的な捕獲を推進し、捕獲数を増加させる。 アライグマについては、年間 30 頭程度の捕獲実績があり小型箱わなによる積極的な捕獲を推進し、捕獲数を増加させる。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	580 頭	590 頭	600 頭
シカ	620 頭	630 頭	640 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽
ヌートリア	100 頭	100 頭	100 頭
カワウ	150 羽	150 羽	150 羽
アナグマ	100 頭	100 頭	100 頭
アライグマ	100 頭	100 頭	100 頭

捕獲等の取組内容
世羅町鳥獣被害対策実施隊による銃器、わな（箱わな、括りわな）による捕獲を行う。 （被害状況報告により出動し、被害状況及び防止対策確認と農家との情報交換により、捕獲方針を決定、捕獲に着手する。）

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ シカ	電気柵　10,000m 金網柵　7,000m	電気柵　10,000m 金網柵　6,000m	電気柵　10,000m 金網柵　5,000m

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	ｲﾉｼｼ ｼ ｶ	町単独事業により、雑木林の刈払いによる鳥獣被害防止バッファゾーン整備を行う。
令和４年度	ｲﾉｼｼ ｼ ｶ	同上
令和５年度	ｲﾉｼｼ ｼ ｶ	同上

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
広島県東部農林水産事務所林務課自然保護係	違法わな等により捕獲されている場合の捜査又は狩猟取締り
世羅警察署	住民の安全確保、違法わな等による捜査、不測の事態が生じた場合の警職法第４条第１項の措置
世羅町	住民の安全確保、追い払い、世羅町鳥獣被害対策実施隊への指示、有害鳥獣捕獲許可申請･許可
世羅町鳥獣被害対策実施隊	追い払い、捕獲･止めさし（銃器又はそれ以外の方法）

（２）緊急時の連絡体制

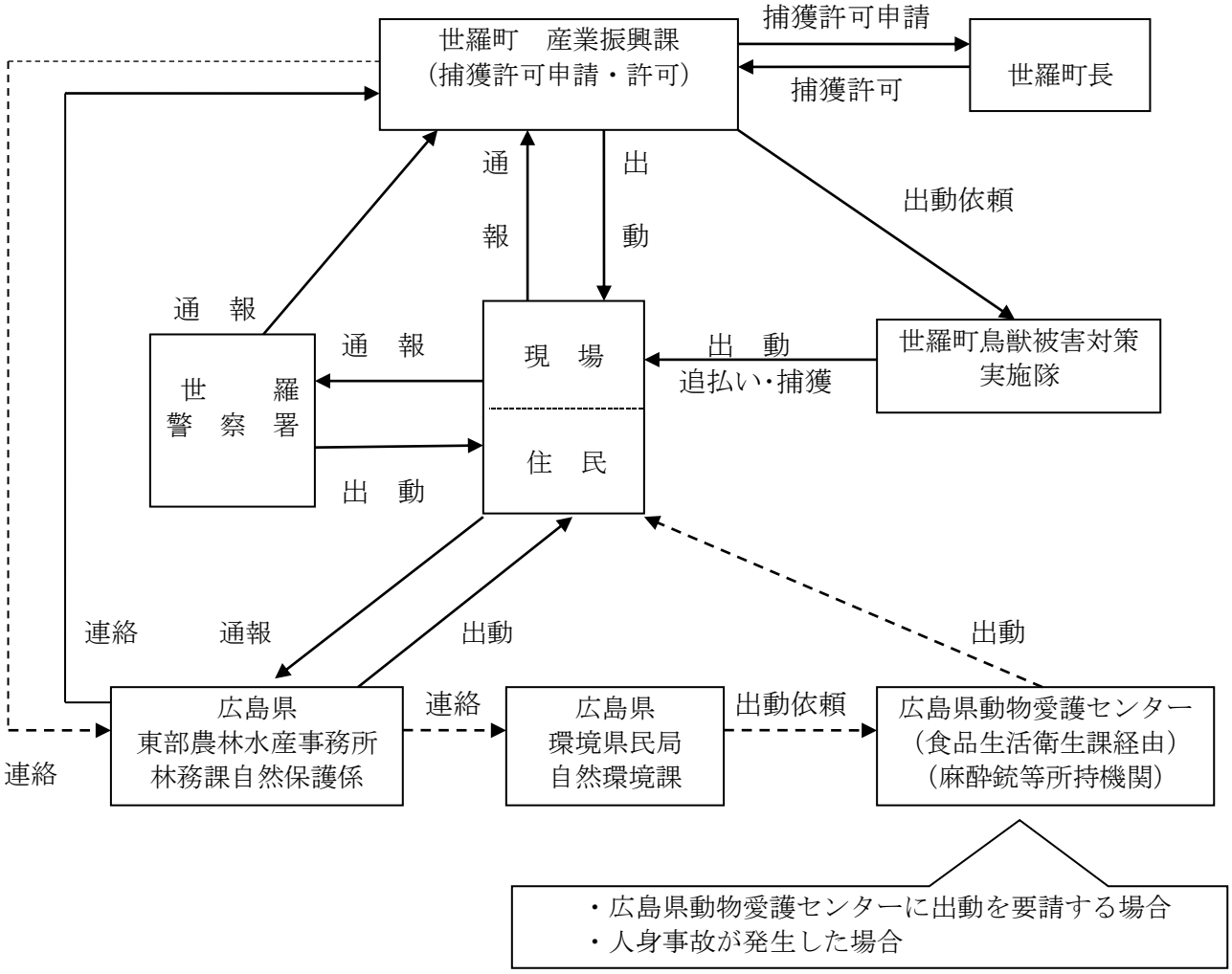

６．捕獲等を対象とした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での適切な埋設又は世羅町有害鳥獣解体処理場へ搬入後、焼却施設に搬出して焼却処分する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の有効な利用に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣の有効活用（ペットフード等）については、食肉検査等の安全衛生面、経済性、処理加工施設の確保、同施設の管理運営等の検討が必要であり、当面は各地の情報収集に努める。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	世羅町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役　割
世羅町役場産業振興課	事務局を担当し、協議会及び地域に関する連絡調整を行う。
世羅猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲に係る助言を行う。
尾道市農業協同組合 世羅営農センター	対象地域を巡回し、営農（技術）指導･情報提供を行う。
広島県農業共済組合世羅支所	対象地域を巡回し、有害鳥獣関連の情報提供を行う。
世羅警察署	有害鳥獣関連情報と捕獲等に関する情報提供を行う。
世羅郡森林組合	有害鳥獣関連情報と緩衝帯設置に関する情報提供を行う。
世羅町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
世羅町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲に係る助言を行う。
広島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲に係る助言を行う。
集落法人代表	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　割
広島県農林水産局 農業技術課	オブザーバー、技術指導、情報提供等
広島県東部農林水産事務所 尾道農林事業所農村振興課	オブザーバー、情報提供等
広島県東部農林水産事務所 林務課	オブザーバー、情報提供等
広島県東部農業技術指導所	オブザーバー、技術指導、情報提供等
尾道市、三原市、三次市、府中市、東広島市	市町境の捕獲許可手続き、情報提供等
芦田川上流漁業協同組合	情報提供等

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

世羅町鳥獣被害対策実施隊員は鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれるもののうちから町長が任命する者とし、町の非常勤職員として位置付ける。実施隊長１名，副隊長５名を置き，隊員の定員は 47 名以内とする。

令和２年度は 46 名（銃班 20 名、わな班 26 名）を任命している。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし